

2021（令和3）年度第3回幹事会議案書

公益社団法人日本図書館協会公共図書館部会

幹事会議案第1号 (総会議案第1号： ただし総会提案時は 事業計画と予算案と して提案)	2021(令和3)年度公共図書館部会予算組替につ いて
幹事会議案第2号 (総会議案第3号：た だし、総会時は部会長 1名・副部会長2名で 提案)	2021(令和3)年度公共図書館部会副部会長につ いて
幹事会議案第3号 (総会議案第4号)	公共図書館部会規程の改正について (第9条 幹事の任期)
幹事会議案第4号 (総会議案第5号)	公共図書館部会規程の改正について (第12条 協会代議員の推薦)
幹事会議案第5号	公共図書館部会総会議案について
幹事会議案第6号 (総会議案第6号)	公共図書館部会推薦理事について (部会長でない理事の推薦)

総会議案第2号は2020(令和2)年度公共図書館部会事業報告及び決算報告で第1回
幹事会書面決議済

幹事会議案第1号 (総会議案第1号)	2021(令和3)年度公共図書館部会予算組替について
-----------------------	----------------------------

すでに、議案第1号は2020年度第2回幹事会(2021年3月2日開催)で承認を受けているが、一部流用をせざるを得ないため、再度予算組替を議案とする。なお、今回提案内容が承認されれば部会総会時は、この案で提案する。

2021年度公共図書館部会 部会経費収支計画書(組替案)

2021年4月1日から2022年3月31日まで

<収入の部>

科目	2021年度予算	2020年度予算	増減額	説明
部会活動費	1,118,000	1,286,000	-168,000	日本図書館協会から
参加費	0	0	0	
寄附金(指定寄附)	0	0	0	
雑収入	0	0	0	
			0	
収入計	1,118,000	1,286,000	-168,000	

<支出の部>

科目	2021年度予算	2020年度予算	増減額	説明
全国公共図書館研究集会	600,000	300,000	300,000	①サービス部門 総合経営部門(毎年開催) ②児童青少年部門(隔年開催)
幹事会交通費	504,000 組替後、 448,000	504,000	-56,000	幹事会4回開催予定うち3回は書面決議予定のため、旅費交通費は1回開催分とする。一部Zoom対応の経費として通信運搬費を設けて、組替える。 組替先:通信運搬費56,000円

総会・幹事 会用消耗品	12,000	12,000	0	印刷用紙・インク代等
事務費	2,000	470,000	-468,000	事務連絡用切手等
通信運搬費	0 組替後 56,000	0	56,000	SIM 対応契約 2 0 G 基 本料金 1000 円 1 台月 額、データ定額 600 円 1 台月額、 ユニバーサルサービス 料 3 円 1 台月額 以上 を 2 台計 42,320 円 ワンコインセキュリティ サービス 1 台 500 円 月額 以上 2 台計 13,200 円
支出計	1,118,000	1,286,000	-168,000	
収支差額	0	0	0	

太枠科目を組替、2020 年度末の予算流用で、SIM 対応 PC2 台購入。これを部会長・副部会長・理事のうち Zoom 対応が困難の役員に、貸出をするための措置。

幹事会議案第 2 号 (総会議案第 2 号)	2021(令和 3)年度公共図書館部会副部長について
---------------------------	----------------------------

近藤 雅俊 (愛知芸術文化センター愛知県図書館)

敬称略

推薦理由：2020 年度の部会副部長は中部北陸地区の選出理事だったこともあり、今期についても同地区からの副部長を依頼し、快諾をいただいたため。

部会規程

(部長及び副部長の選出)

第 7 条 部長及び副部長の選出は、次のとおりとする。

(1) 略

(2) 副部長の選出については、第 10 条に規定する幹事会において、幹事の中から部長が推薦し、その幹事会の承認を経て選出し、部会総会に報告する。

幹事会議案第3号 (総会議案第3号)	公共図書館部会規程の改正について (第9条 幹事の任期)
-----------------------	---------------------------------

改正理由) 公共図書館部会規程の第9条の幹事の再任の規定について、通則規程やほかの部会規程と整合性が取れていないこと、及び多くの施設会員に公共図書館部会への参加を促すために規定を改正する。

新旧対照表

新(下線部が改正部分)	旧
幹事の任期) 第9条 幹事の任期は、定款34条の規定を準用し、本法人の役員と同一とする。 2 幹事は、 <u>2回</u> まで再任されることができる。 <u>ただし、相当の理由がある場合は、その限りではない。</u>	(幹事の任期) 第9条 幹事の任期は、定款34条の規定を準用し、本法人の役員と同一とする。 2 幹事は、3回まで再任されることができる。

参考までに、活動部会通則規程及びほかの部会規程は次のとおりである。

各活動部会の役員任期の規定について

規程名	当該条項
活動部会 通則規程	(部会長及び役員の任期) 第11条 部会長及び役員の任期は、定款第34条の規定を準用し、本法人の役員と同一とする。 2 部会長及び役員は、 <u>2回</u> まで再任されることができる。 <u>ただし、相当の理由ある場合は、この限りではない。</u>
公共図書館 部会規程	(幹事の任期) 第9条 幹事の任期は、定款34条の規定を準用し、本法人の役員と同一とする。 2 <u>幹事は、3回</u> まで再任されることができる。
短期大学・ 高等専門学校 図書館部会規程	(役員を選出・任期) 第8条 5 部会の役員の任期は、 <u>原則として2ヵ年とし、2回</u> まで再任されることができる。 <u>ただし、相当の理由がある場合は、この限りではない。</u>
大学図書館	(役員任期)

部会規程	第7条 <u>役員の任期は、2年とする。</u> 但し、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残存期間とする。
学校図書館部会規程	(部会役員選出方針及び再任) 第7条 2 部会役員は、 <u>2回まで再任されることができる。ただし、部会の事情等相当の理由がある場合は、この限りではない。</u>
専門図書館部会規程	(専門図書館部会の役員の任期) 第10条 <u>専門図書館部会の部会長その他の役員の任期は2年とする。</u> 2 <u>部会長その他の役員は、2回まで再任されることができる。ただし、相当の理由がある場合は、その限りではない。</u> 3 補欠により選出された役員の任期は、前任者の任期の残任期間とする。
図書館情報学教育部会規程	(部会役員の任期) 第8条 部会役員の任期は本法人の定款第34条に準じたものとする。 2 <u>同一役職の役員を連続して務める際の再任は、2回までとする。</u> 3 部会長を務めた者が、連続して次の期に幹事となることはできない。

幹事会議案第 4 号 (総会議案第 4 号)	公共図書館部会規程の改正について (第 12 条 協会代議員の推薦)
---------------------------	---------------------------------------

改正理由) 日本図書館協会定款は第 13 条で「(代議員) 第 13 条この法人に代議員を置く。代議員は、概ね正会員 100 人の中から 1 人の割合をもって選出されるものとする(小数点以下の端数が生じた場合は、原則として切り上げる)」とあり、それで計算すると 12 名の代議員選出となる。公共図書館部会は、代議員の選出数を第 12 条 2 の規定及び別表 2 で 13 名としているが、施設会員数は既に 1200 を割っており、今後も会員数の増減により代議員選出数が変動することが想定される。このため、代議員の推薦数の明示は、日本図書館協会理事会で決定することとなっており、コンプライアンス上望ましくない。このため規程を改正する。

新旧対照表

新 (下線は改正部分、消し線は削除部分)	旧														
(協会代議員の推薦) 第 12 条 本法人の代議員選挙規程第 19 条の規定により代議員候補者の推薦を行う場合、部会長は各地区からの推薦を得て、幹事会の承認を経て本法人の選挙管理委員会に推薦する。 2 部会長は、代議員候補者の推薦にあたり、各地区の施設等会員選出幹事に、 <u>理事会から依頼された代議員の必要候補数を各地区施設会員の会員数に鑑みて、依頼する。</u> 3 略 別表 2	(協会代議員の推薦) 第 12 条 本法人の代議員選挙規程第 19 条の規定により代議員候補者の推薦を行う場合、部会長は各地区からの推薦を得て、幹事会の承認を経て本法人の選挙管理委員会に推薦する。 2 部会長は、代議員候補者の推薦にあたり、各地区の施設等会員選出幹事に、各地区施設会員の会員数に鑑みて、別表 2 により必要候補者数を依頼する。 3 略 別表 2 (第 12 条 2 の規定による)														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>地区別</th> <th>代議員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北日本</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>関東甲信越静岡</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>東海北陸</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>近畿</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>中国四国</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>九州沖縄</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table>	地区別	代議員数	北日本	2	関東甲信越静岡	3	東海北陸	2	近畿	2	中国四国	2	九州沖縄	2
地区別	代議員数														
北日本	2														
関東甲信越静岡	3														
東海北陸	2														
近畿	2														
中国四国	2														
九州沖縄	2														

幹事会議案第 5 号 (総会議案第 5 号)	2021(令和 3)年度公共図書館部会総会議案について
---------------------------	-----------------------------

総会議案 第 1 号	2020(令和 2)年度公共図書館部会事業報告及び決算報告について
総会議案 第 2 号	2021(令和 3)年度公共図書館部会事業計画及び予算について
総会議案 第 3 号	2021(令和 3)年度公共図書館部会幹事選出について
総会議案 第 4 号	2021(令和 3)年度公共図書館部会部会長・副部会長について
総会議案 第 5 号	公共図書館部会規程の改正について (第 9 条 幹事の任期)
総会議案 第 6 号	公共図書館部会規程の改正について (第 12 条 協会代議員の推薦)
総会議案 第 7 号	公共図書館部会推薦理事について(部会長でない理事の推薦)

部会規程

(幹事会)

第 10 条 部会に幹事会を置く。1～3 略

4 幹事会は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 部会総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定

部会総会の日時及び場所並びに目的である事項は、2020 年度第 2 回幹事会で決定しているが、再確認のため目的である事項の議案を確認する。

以下決定事項

3 2021(令和 3)年度公共図書館部会総会

- (1) 日時 2021 年 5 月 20 日(木) 10:00～2021 年 6 月 9 日(水) 16:00
- (2) 場所 書面決議のため会場なし
- (3) 目的事項(議題) 略
- (4) 開催方法 書面決議

幹事会議案第 6 号

公共図書館部会推薦理事について

(部会長でない理事の推薦)

中山 勝文

(元群馬県立図書館長)

敬称略

推薦理由：部会規程第 10 条第 5 項で、「部会は、原則として当該部会の部会長を理事候補者とする。ただし、特別な事情がある場合には、部会総会で選出した者を理事候補者とすることができる。」としており、部会長と協議し、現在の理事中山勝文氏をお願いすることとし、ここに推薦を提案する。

これは、現職の地方自治体職員が理事に就任することが望ましくないとする自治体が多く、部会長以外の適任者を求めたためである。

なお、同氏は、部会長として 2018－2019 年度日本図書館協会理事となり、2020 年度は部会長ではない理事として理事会に出席している。

2021（令和3）年度第1回幹事会議案書～2021.4.21（書面決議）

		賛成	反対
議案第1号	2021(令和3)年度公共図書館部会幹事選出について	14	0
議案第2号	2021(令和3)年度公共図書館部会部会長・副部会長選出について	14	0
議案第3号	2021(令和3)年度公共図書館部会代議員候補の推薦について	14	0
議案第4号	2020(令和2)年度公共図書館部会事業報告(案)について	14	0
議案第5号	2020(令和2)年度公共図書館部会決算報告(案)について	14	0

2021（令和3）年度第2回幹事会議案書～2021.4.30（書面決議）

		賛成	反対
議案第1号	2021(令和3)年度公共図書館部会幹事（九州沖縄地区選出）について	12	0
議案第2号	2021(令和3)年度公共図書館部会代議員候補(九州沖縄地区)の推薦について	12	0

参考) 2020（令和2）年度第2回幹事会議案書～2021.3.2（Zoom会議及び書面決議・委任）

		決議状況
議案第1号	2021（令和3）年度公共図書館部会事業計画（案）及び予算（案）について	承認
議案第2号	2021（令和3）年度第1回幹事会及び代議員総会の、日時及び場所並びに目的事項と開催方法について	承認
議案第3号	2021（令和3）年度部会長及び副部会長、幹事及び代議員・理事の選出方法について	4月の異動状況を確認の上、部会長・副部会長で検討。